

別表第三(第5条関係)

第 期 決 算

(記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- ① 子会社 会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。
 - ② 関連会社 会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。
 - ③ 子会社等 上記の子会社及び関連会社をいう。
- 2 連結貸借対照表並びに連結損益計算書及び連結包括利益計算書に注記すべき事項については、連結損益計算書及び連結包括利益計算書の次に一括して記載することができる。

第1号様式

連結貸借対照表(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
有 価 証 券		短 期 社 債	
貸 出 金		社 債	
そ の 他 資 産		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
建 物		賞 与 引 当 金	
土 地		役 員 賞 与 引 当 金	
リ ー ス 資 産		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
建 設 仮 勘 定		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
その他の有形固定資産		特 別 法 上 の 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		繰 延 税 金 負 債	
ソ フ ト ウ ェ ア		支 払 承 諾	
の れ ん		負債の部合計	
リ ー ス 資 産		(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産		資 本 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		新 株 式 申 込 証 拠 金	
繰 延 税 金 資 産		危 機 対 応 準 備 金	
支 払 承 諾 見 返 金		特 定 投 資 準 備 金	
貸 倒 引 当 金	△	特 定 投 資 剰 余 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	

		その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 その他の包括利益累計額合計 株式引受権 新株予約権 非支配株主持分 純資産の部合計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社の事業年度等に関する事項
- ④ のれんの償却に関する事項

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑥ リース取引の処理方法
- ⑦ ヘッジ会計の方法
- ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主要な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方

針に含まれると判断したものを記載すること。)

⑪ その他採用した重要な会計方針

⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社日本政策投資銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該連結会計年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当該連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(8) 株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の有する債権(社債(当該社債を有する株式会社日本政策投資銀行又はその子会社等がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)

② 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(①に掲げるものを除く。)をいう。)

③ 3月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(①及び②に掲げるものを除く。)をいう。)

④ 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利と

なる取決めを行った貸出金(①から③までに掲げるものを除く。)をいう。)

- ⑤ 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (10) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項(会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。)
- (13) 株式会社日本政策投資銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。
- (14) 株式会社日本政策投資銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。
- (15) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。)の株式又は出資金の総額
- (16) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (18) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株あたりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第2項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)
 - ② 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株あたりの純資産額を算定している旨
 - ③ 上記のほか、普通株主に関する株式会社日本政策投資銀行の財政状態を正確に判断するために必要な事項
- (19) 連結会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の翌連結会計年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、その事業年度の末日が連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の貸借対照表日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (20) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の9から第15条の11までに規定するストック・オプションに関する事項
 - (21) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3に規定する企業結合に関する事項
 - (22) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20に規定する事業分離に関する事項
 - (23) 資産の部の有価証券中の社債(株式会社日本政策投資銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (24) 以上のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金は、それぞれ法附則第2条の22第1項(改正法附則第2条第1項及び第4条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに法附則第2条の23第1項及び第7項の規定に基づき計上し、それらの規定の条項を注記すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」及び「リース債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。
- 7 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

第2号様式

連結損益計算書及び連結包括利益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(記載上の注意)

「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「(3) 連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金 額
経	常	収		益	
資	金	運	用	収	益
貸	出	金	利	息	金
有	価	証	券	利	息
コ	ー	ル	ロ	ー	ン
買	現	先	利	息	配
債	券	貸	借	取	引
預	け	金	利	息	受
そ	の	他	の	受	入
役	務	取	引	等	収
そ	の	他	業	務	収
そ	の	他	経	常	収
貸	倒	引	当	金	戻
償	却	債	権	取	入
そ	の	他	の	経	立
経	常	費		常	収
資	金	調	達	費	用
預	金	利		息	金
譲	渡	性	預	金	利
コ	ー	ル	マ	ネ	ー
売	現	先	利	息	及
債	券	貸	借	取	引
コ	マ	ー	シ	ャ	ル
借	用	金	利	息	支
短	期	社	債	利	払
社	債	利		息	パ
新	株	予	約	権	付
そ	の	他	の	支	払
役	務	取	引	等	費
そ	の	他	業	務	費
営	の	他	経	常	費
そ	の	倒	引	当	金
貸	の	他	の	経	繰
経		常	利		入
(又	は	経	常	損	費
特	別	利			用
					益
					失)
					益

特	固	定	資	産	処	分	益
	負	の	の	れ	ん	発	益
	そ	の	他	の	特	別	益
			別		損		失
	固	定	資	産	処	分	損
	減		損		損		失
	そ	の	他	の	特	別	損
							失
税	金	等	調	整	前	当	期
						純	利
						益	
(又	は	税	金	等	調	整	前
						当	期
						純	損
						失)	
法	人	税	、	住	民	税	及
						び	事
						業	税
法	人	税	等	調	整	額	
法	人	税	等	合	計		
当	期	純	利	益			
(又	は	当	期	純	損	失)	
非	支	配	株	主	に	帰	属
						す	る
						当	期
						純	利
						益	
(又	は	非	支	配	株	主	に
						帰	属
						す	る
						当	期
						純	損
						失)	
親	会	社	株	主	に	帰	属
						す	る
						当	期
						純	利
						益	
(又	は	親	会	社	株	主	に
						帰	属
						す	る
						当	期
						純	損
						失)	

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日において法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)
 - (2) 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は

株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

(3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

3 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
為 替 換 算 調 整 勘 定	
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	
包 括 利 益	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目						金 額
経	常	収			益	
資	金	運	用	収	益	
貸	出	金	利	息	息	
有	価	証	券	利	息	配
コ	ー	ル	ロ	ー	ン	利
買	現	先	利		息	
債	券	貸	借	取	引	受
預	け	金	利		息	
そ	の	他	の	受	入	利
役	務	取	引	等	収	益
そ	の	他	業	務	収	益
そ	の	他	経	常	収	益
貸	倒	引	当	金	戻	入
償	却	債	権	取	立	益
そ	の	他	の	経	常	収
経	常	費			用	
資	金	調	達	費	用	
預	金	利			息	
譲	渡	性	預	金	利	息
コ	ー	ル	マ	ネ	ー	利
売	現	先	利		息	
債	券	貸	借	取	引	支
コ	マ	ー	シ	ャ	ル	・
借	用	金	利		息	
短	期	社	債	利	息	
社	債	利			息	
新	株	予	約	権	付	社
そ	の	他	の	支	払	利
役	務	取	引	等	費	用
そ	の	他	業	務	費	用
営	の	業	経	常	費	用
そ	の	他	経	常	費	用
貸	倒	引	当	金	繰	入
						額

経常利益	その他の経常費用
(又は特	は経常損失)
別利益	
固定資産処分益	
負債ののれん発生益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損失	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当期純利益	
(又は税金等調整前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益	
(又は当期純損失)	
親会社株主に帰属する当期純利益	
(又は親会社株主に帰属する当期純損失)	
非支配株主に帰属する当期純利益	
(又は非支配株主に帰属する当期純損失)	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 (1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 2 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。
 - (1) 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額(この様式に掲げる当期純利益又は当期純損失から当該事業年度の末日にお

いて法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上される額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として附則第20条第3項に規定する国庫に納付すべき額に相当する金額の算定方法に準じて算出した額を除いた金額を当期純利益金額又は当期純損失金額として親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を算定し、銭単位で記載すること。また、その旨を記載すること。)

(2) 当該連結会計年度又は当該連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

(3) 上記のほか、普通株主に関する一会計期間における株式会社日本政策投資銀行の成果を正確に判断するために必要な事項

3 上記のほか、株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

6 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

8 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

9 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記8の注記と併せて記載することができる。

第3号様式

（ 年 月 日から
年 月 日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

[illegible]

利益剰余金 から特定投 資剰余金へ の振替			××		△××		—										—
自己株式の 処分							××	××									××
・・・ ・・・																	××
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)									××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額 合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目については、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 利益剰余金のうち別表第6に掲げる当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入される旨を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。
- 8 遡及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。)、修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。)又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合(同条第23号に規定する企業結合をいう。)に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第4号様式

(年 月 日から) 連結キャッシュ・フロー計算書
 年 月 日まで

(単位：百万円)

科	目	金	額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失(△))			
減価償却費			
減損損失			
貸倒引当金の増減(△)			
資金運用収益			
資金調達費用			
有価証券関係損益(△)			
貸出金の純増(△)減			
預金の純増(△)減			
資金運用による収入			
資金調達による支出			
.....			
小	計		
法人税等の支払額			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出			
有価証券の売却による収入			
有形固定資産の取得による支出			
有形固定資産の売却による収入			
.....			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入			
自己株式の取得による支出			
政府の出資による収入			
国庫納付金の支払額			
配当金の支払額			
非支配株主への配当金の支払額			

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は株式会社日本政策投資銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。